

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第77号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「職員の分限に関する条例」を、「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)